

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(3)議案第68号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

資料1 議案第68号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

議案第 6 8 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年内閣府令第 5 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 に伴い、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととするもの
- (2) 上記 1 に伴い、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設の設置者は、15 歳以上の障害児について、移行支援に係る個別の計画を作成し、当該計画に基づき指定入所支援を提供しなければならないこととするもの
- (3) 上記 1 に伴い、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととするもの
- (4) 上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの
「第 5 条第 1 8 項」→「第 5 条第 1 9 項」

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 2（4）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の公布の日（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p> <p>川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1) 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち福祉型障害児入所施設であるものをいう。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。</p> <p>(3) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号(法第24条の24第3項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。</p> <p>(4) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号(法第24条の24第3項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領 法第24条の3第8項(法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第3項の規定により障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項(法第24条の24第3項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う障</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p> <p>川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1) 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち福祉型障害児入所施設であるものをいう。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。</p> <p>(3) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号(法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。</p> <p>(4) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号(法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領 法第24条の3第8項(法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第2項の規定により障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項(法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う障</p>

改正後	改正前
<p>害児入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。</p> <p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）<u>及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）</u>を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害福祉サービス</u>を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準</p>	<p>害児入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。</p> <p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）<u>を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</u></p> <p>2 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）</u>を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準</p>

改正後	改正前
<p>(従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児(次条第1項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p>	<p>(従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児(次条第1項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p>

改正後	改正前
<p>(4) 栄養士 1人以上 (5) 調理員 1人以上 (6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p>	<p>(4) 栄養士 1人以上 (5) 調理員 1人以上 (6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、<u>心理支援</u>を行う必要があると認められる障害児5人以上に<u>心理支援</u>を行う場合には<u>心理担当職員</u>を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、<u>心理指導</u>を行う必要があると認められる障害児5人以上に<u>心理指導</u>を行う場合には<u>心理指導担当職員</u>を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p>
<p>3 前項に規定する<u>心理担当職員</u>は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>	<p>3 前項に規定する<u>心理指導担当職員</u>は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>
<p>4 第1項第2号から第6号まで及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>4 第1項第2号から第6号まで及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>
<p>第2節 設備に関する基準</p>	<p>第2節 設備に関する基準</p>
<p>第6条 指定福祉型障害児入所施設には、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を、設けないことができる。</p>	<p>第6条 指定福祉型障害児入所施設には、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を、設けないことができる。</p>
<p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備</p>	<p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備</p>

改正後	改正前
<p>を設けなければならない。</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）</p> <p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 <u>支援室</u>、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 <u>支援室、屋外遊戯場</u>並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第54条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみが使用する1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。</p> <p>4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。</p> <p>第3節 運営に関する基準 (指定入所支援の取扱方針)</p> <p>第21条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、<u>入所支援計画及び移行支援計</u></p>	<p>を設けなければならない。</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）</p> <p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 <u>訓練室、屋外訓練場</u>並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第54条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみが使用する1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。</p> <p>4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。</p> <p>第3節 運営に関する基準 (指定入所支援の取扱方針)</p> <p>第21条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、<u>入所支援計画</u>に基づき、障害</p>

改正後	改正前
<p><u>画</u>に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p><u>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。</u></p>	<p>2 (新設)</p>
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p>	<p>3 (新設)</p>
<p>4 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>
<p>5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (入所支援計画の作成等)</p>	<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (入所支援計画の作成等)</p>
<p>第22条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>第22条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>
<p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を<u>行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう</u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>	<p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（<u>以下この条において「アセスメント」という。</u>）を<u>行い、</u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>
<p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>
<p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づ</p>	<p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づ</p>

改正後	改正前
<p>き、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。</p>	<p>き、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。</p>
<p>5 児童発達支援管理責任者は、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児</u>に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 児童発達支援管理責任者は、<u>障害児</u>に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>
<p>6 児童発達支援管理責任者は、入所給付決定保護者及び障害児に対し、<u>前項の規定により得られた</u>意見を踏まえた入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。</p>	<p>6 児童発達支援管理責任者は、入所給付決定保護者及び障害児に対し、<u>前項</u>の意見を踏まえた入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。</p>
<p>7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。</p>	<p>7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。</p>
<p>8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該入所支援計画の変更を行うものとする。</p>	<p>8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該入所支援計画の変更を行うものとする。</p>
<p>9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>
<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による入所支援計画の変更について準用する。</p>	<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による入所支援計画の変更について準用する。</p>
<p><u>(移行支援計画の作成等)</u></p> <p><u>第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</u></p> <p>2 <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。</u></p> <p>4 <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、当該移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該移行支援計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。</u></p> <p>6 <u>前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項の規定による移行支援計画の変更について準用する。この場合において、前条第9項中「モニタリングに」とあるのは、「当該移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下この項において「モニタリング」という。）に」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p>
<p>第23条 児童発達支援管理責任者は、<u>前2条</u>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第25条に規定する相談及び援助を行うこと。</p>	<p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p> <p>第23条 児童発達支援管理責任者は、<u>前条</u>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第25条に規定する相談及び援助を行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p><u>2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p> <p>(支援)</p> <p>第26条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>支援</u>を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>支援</u>を行わなければならない。</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常時1人以上の従業者を<u>支援</u>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による<u>支援</u>を受けさせてはならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第40条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p><u>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をい</u></p>	<p>(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p><u>2 (新設)</u></p> <p>(指導、訓練等)</p> <p>第26条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常時1人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に従事させなければならない。</p> <p>5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による<u>指導、訓練等</u>を受けさせてはならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第40条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>う。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第19項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第53条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる障害児に対する指定入所支援の提供に関する記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第16条第1項の規定による提供した指定入所支援に係る記録</p> <p>(2) <u>入所支援計画及び移行支援計画</u></p> <p>(3) 第33条の規定による都道府県への通知に係る記録</p> <p>(4) 第42条第2項の規定による身体拘束等に係る記録</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第53条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる障害児に対する指定入所支援の提供に関する記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第16条第1項の規定による提供した指定入所支援に係る記録</p> <p>(2) <u>入所支援計画</u></p> <p>(3) 第33条の規定による都道府県への通知に係る記録</p> <p>(4) 第42条第2項の規定による身体拘束等に係る記録</p>

改正後	改正前
<p>(5) 第48条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第51条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第3章 指定医療型障害児入所施設</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>(従業者及びその員数)</p> <p>第54条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員及び保育士 それぞれ1人以上で、その総数はア又はイに掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じそれぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上</p> <p>(3) 心理支援を担当する職員(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。) 1人以上</p> <p>(4) 理学療法士又は作業療法士(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。) 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。)において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。</p> <p>3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福</p>	<p>(5) 第48条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第51条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第3章 指定医療型障害児入所施設</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>(従業者及びその員数)</p> <p>第54条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数</p> <p>(2) 児童指導員及び保育士 それぞれ1人以上で、その総数はア又はイに掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じそれぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上</p> <p>(3) 心理指導を担当する職員(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。) 1人以上</p> <p>(4) 理学療法士又は作業療法士(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。) 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。)において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。</p> <p>3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福</p>

改正後	改正前
<p>祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。次条第5項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>第2節 設備に関する基準</p> <p>第55条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。</p> <p>(2) 支援室及び浴室を有すること。</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に規定する設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</p> <p>4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第2項各号に掲げ</p>	<p>祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。次条第5項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>第2節 設備に関する基準</p> <p>第55条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。</p> <p>(2) 訓練室及び浴室を有すること。</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に規定する設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</p> <p>4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第2項各号に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。</p> <p>5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害福祉サービス基準条例第53条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>る設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。</p> <p>5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、指定障害福祉サービス基準条例第53条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>